

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取り組みを税制面で支援します。

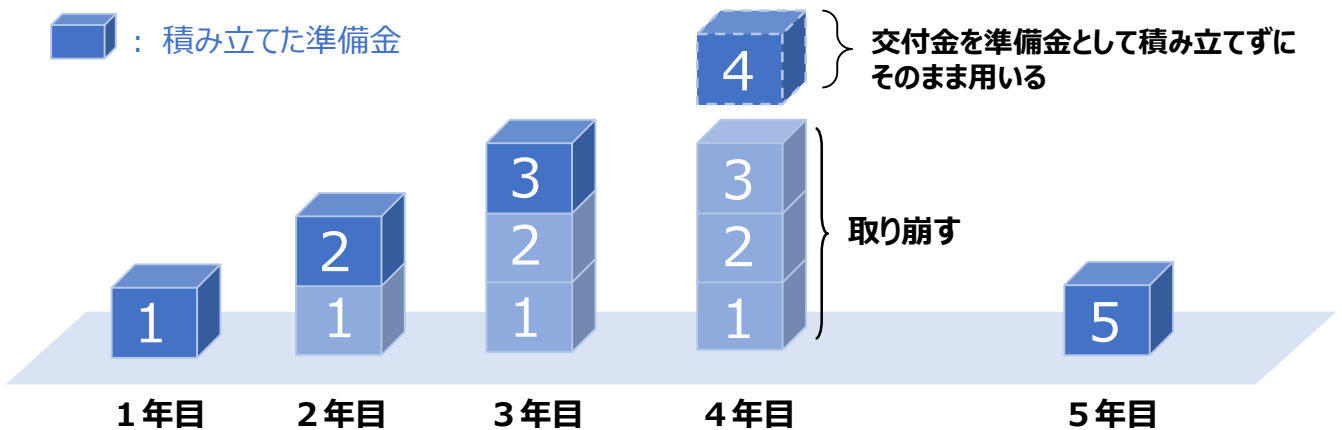
（特例措置の内容）

- **農業者**が、経営所得安定対策等の交付金を**農業経営改善計画**などに従い、**農業経営基盤強化準備金**として積み立てた場合、この積立額を**個人は必要経費**に、**法人は損金**に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金^{（注）}を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、**農用地、農業用の建物・機械等**を取得した場合、**圧縮記帳**※1できます。

注）この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、**青色申告により確定申告**（初年は税務署に事前に届出）**をする必要があります。**

- ※1 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。
- ※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備えて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

（例）3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



準備金の積立

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① **個人は必要経費算入**
 - ② **法人は損金算入**
- （積立でない交付金は、課税対象）



農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で**圧縮記帳**

- ① **準備金取崩額**
- ② **その年に受領した交付金の額**

注：積立てた翌年（度）から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額（益金）に算入され、課税対象となります（H27年に積み立てた準備金は、R3年に5年を経過し、R3年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。）。

制度適用の要件



対象者

青色申告により確定申告を行う以下の農業者が対象です。

- **認定農業者（個人・農地所有適格法人）** ⇔ **農業経営改善計画**
- **認定新規就農者（個人）** ⇔ **青年等就農計画**

注）それぞれの農業者が作成する**農業経営改善計画**等に、この特例を活用して取得しようとする**農業用固定資産**が記載されていることが要件となります。

（新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、**事前に計画への記載・承認が必要**となります。）

対象者の要件として、人・農地プランの中心経営体であることが追加されます。
※法人の方は令和4年4月以降に開始する事業年度分の法人税、個人の方は令和5年分の所得税からの適用となります。



対象交付金（令和3年度予算）

以下の交付金の交付を受けた場合に準備金を積み立てることができます。

- **経営所得安定対策の交付金**
 - ・畑作物の直接支払交付金
 - ・米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金

- **水田活用直接支払交付金**

令和2年度補正事業の水田リノベーション事業は積立の対象となりません！

対象資産

以下の資産の取得の際に準備金を活用することができます。

- **農用地**
農地、採草放牧地
[基盤法第4条第1項第1号]
- **農業用の建物・機械等**
 - ・農業用の建物（建物附属設備）※農振法の農業用施設用地に限ります。
 - ・農業用の構築物
 - ・農業用設備（器具備品、機械装置、ソフトウェア）
(例) 大型の温室、農機具庫、農産物貯蔵庫、果樹棚、ビニールハウス、用排水路、暗きよ、トラクター、乾燥機、精米機、飼料細断機、農業用低温貯蔵庫、フィールドサーバー、農作業管理ソフト など

パワーショベル、ブルドーザーなどの自走式作業用機械も対象となります！

注）トラックやフォークリフトなどの車両や中古品は対象となりません！

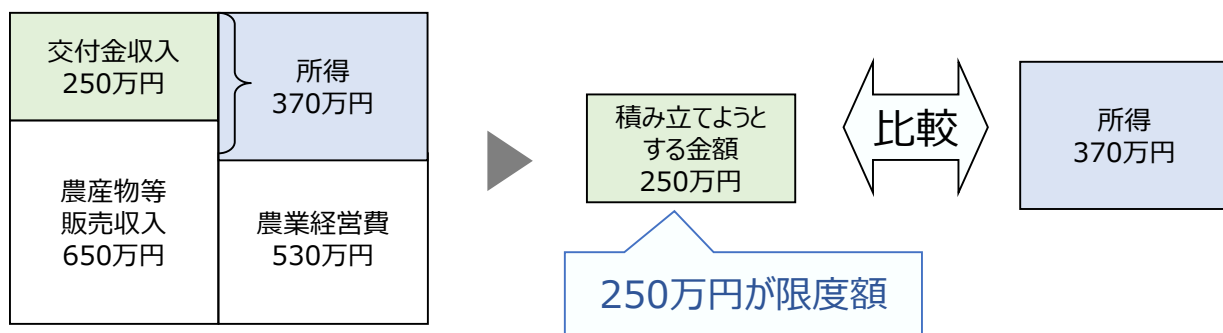
必要経費（損金）算入限度額

（１）農業経営基盤強化準備金の積立時

1か2のいずれか少ない金額が農業経営基盤強化準備金の積立による必要経費（損金）算入限度額となります。

- 1 準備金として積み立てようとする金額（交付金収入額の範囲内で農林水産大臣の証明する金額）
- 2 その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額

イメージ

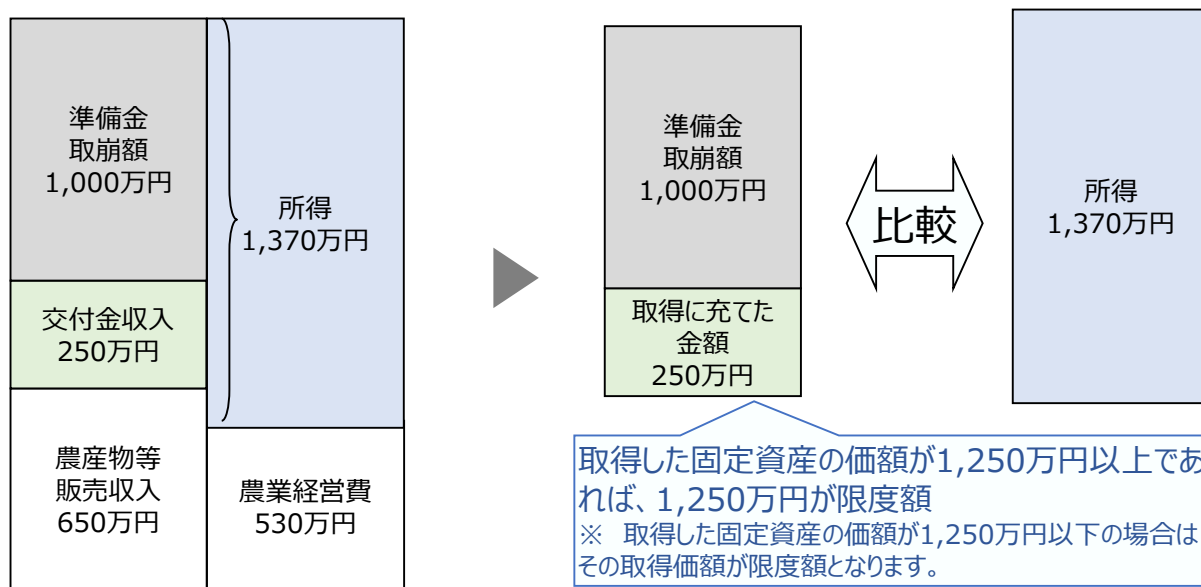


（２）農用地等の取得（圧縮記帳）時

1か2のいずれか少ない金額が固定資産取得時の圧縮記帳による必要経費（損金）算入限度額となります。（ただし、取得した固定資産の価額が上限）

- 1 準備金の取崩額とその年（事業年度）の交付金受領額のうち農業用固定資産の取得に充てた金額（農林水産大臣の証明する金額）の合計額
- 2 その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額

イメージ



令和3年度税制改正により、積立期限切れとなって取り崩した準備金は、積立や圧縮記帳の基準となる所得金額の計算から除外されます。

※法人の方は令和3年4月以降に開始する事業年度分の法人税、個人の方は令和4年分の所得税からの適用となります。

農業経営基盤強化準備金の効果 (モデル試算例)

準備金積立時 交付金収入250万円を準備金として積立て

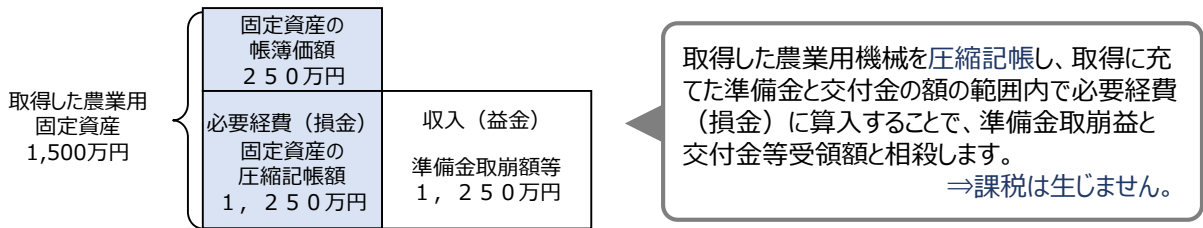
(単位：万円)

| | 特例の適用あり | 特例の適用なし |
|---------------------------|------------|-----------|
| 農業収入合計金額 A (B + C) | 900 | 900 |
| うち農産物販売額 B | 650 | 650 |
| うち交付金収入額 C | 250 | 250 |
| 必要経費金額 D (E + F) | 780 | 530 |
| うち農業経営費等 E | 530 | 530 |
| うち農業経営基盤強化準備金繰入額 F | 250 | 0 |
| 課税対象所得金額 G (A - D) | 120 | 370 |
| 税額 (G × 1.2%※) | 14 | 44 |

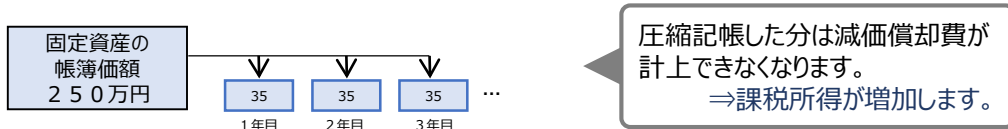
※税率は総合課税を勘案し所得税率1.2%で算出。
農外所得、各種控除はないものと仮定し単純化。

準備金として積み立てなかった場合と比較して、納税額に30万円の差が生じます

資産取得時 準備金1,000万円とその年に受領した交付金250万円を用いて、1,500万円の農業用機械を取得



取得後 固定資産の帳簿価額を250万円として減価償却



農業経営基盤強化準備金制度は、交付金収入時の課税を繰り延べることにより、課税負担軽減を図る効果があります。

農業経営基盤強化準備金制度の経理処理

農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理を例示すると、以下のような仕訳となります。

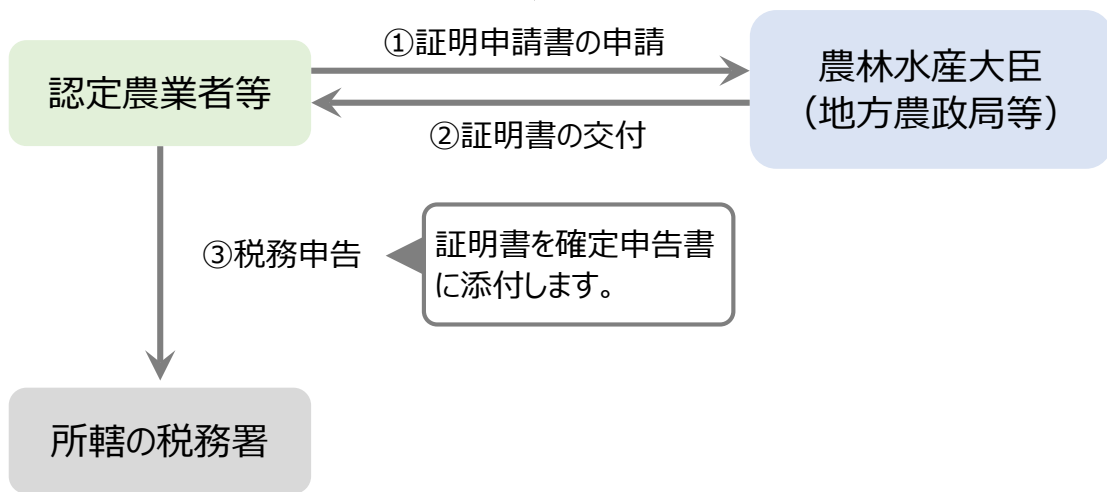
| | 借方 | | 貸方 | |
|-------------|--------------------------|----|------------------------|----|
| | 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 交付金を受領したとき | 現金・預金 | 〇〇 | 交付金収入 (収入) | 〇〇 |
| 準備金を積み立てたとき | 農業経営基盤強化準備金繰入額 (必要経費) | 〇〇 | 農業経営基盤強化準備金 | 〇〇 |
| 準備金を取り崩したとき | 農業経営基盤強化準備金 | 〇〇 | 農業経営基盤強化準備金繰戻額 (収入) | 〇〇 |
| 固定資産を取得したとき | 固定資産 | 〇〇 | 現金・預金 | 〇〇 |
| | 固定資産圧縮損 (必要経費) | 〇〇 | 固定資産 | 〇〇 |

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての農林水産大臣の**証明書が必要**です。

この証明・申告手続きについては、お気軽に農政局等にお問い合わせ下さい。

確定申告(2月16日～3月15日)に間に合うよう申請は確定申告の1ヶ月～3週間前までに行ってください。確定申告中は混み合うため、手続きに時間がかかります。**申請はお早めに!**



積立時の証明書の申請書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 対象交付金の交付決定通知書等の写し (積立年 (事業年度) のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表 (前年の確定申告書の控用の写し (2年目以降の場合))

固定資産取得時の証明書の申請書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 対象交付金の交付決定通知書等の写し (取得年 (事業年度) のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表
- ㊫ 取得した固定資産の領収書等

| | |
|---|-----------------------|
| 北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課 | 011-330-8809(直通) |
| 東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県〕 | 022-263-1111(内線4070) |
| 関東農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県〕 | 048-600-0600(内線3810) |
| 北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔新潟県 富山県 石川県 福井県〕 | 076-263-2161(内線3915) |
| 東海農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔岐阜県 愛知県 三重県〕 | 052-201-7271(内線3124) |
| 近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県〕 | 075-451-9161(内線2716) |
| 中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県〕 | 086-224-4511(内線2193) |
| 九州農政局経営・事業支援部担い手育成課 〔福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県〕 | 096-211-9111(内線4374) |
| 沖縄総合事務局農林水産部経営課 | 098-866-0031(内線83282) |

お問合せの際は、地方農政局またはお近くの県域拠点にお問合せください。